



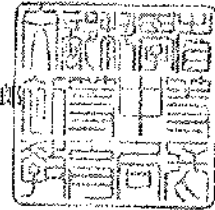
26文科初第597号  
平成26年9月3日

各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会

殿

文部科学省初等中等教育局長

小松 親次郎



(印影印刷)

義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

このたび、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第293号）及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第27号）が平成26年9月3日付けで公布されました（別添1，2）。

これらの法令改正の趣旨、概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようにお取り計らいください。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会に対し、今回の法令改正の趣旨等について周知をお願いします。

## 記

### 第1 改正の趣旨

第186回国会において成立した義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第20号。以下「改正法」という。）により、新たに共同採択について採択地区協議会を設けなければならないこととされ、また、この採択地区協議会の組織及び運営については政令で定めることとされた（「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布、施行について」（平成26年4月16日付け26文科初第140号文部科学省初等中等教育局長通知。以下「改正法施行通知」という。）参照）。今回の政令改正は、この政令の定めとして、採択地区協議会の組織及び運営について定めるものである。

また、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第15条においては、市町村教育委員会等が教科書を選採したときは、採択結果、理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとしている。この文部科学省令の定めとして、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「省令」という。）第7条において、教科書を選採したときに公表すべき事項を定めている（改正法施行通知参照）。

この公表すべき事項の一つとして、教育委員会の会議の議事録について定めている。ここで、教育委員会の会議の議事録については、第186回国会において成立した地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「地教行法改正法」という。）により、新たに作成・公表の努力義務が課されることとなった（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」（平成26年7月17日付け26文科初第490号文部科学省初等中等教育局長通知。以下「地教行法改正法施行通知」という。）参照）。これに伴い、現行の省令における教育委員会の会議の議事録に係る規定は意味を失うことから、削除する。

また、改正法により、新たに共同採択について採択地区協議会を設けなければならないとされたことに伴い、教科書を選採したときに公表すべき事項として、新たに採択地区協議会の会議の議事録について定める。

## 第2 改正の概要

### 1. 義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令

#### （1）採択地区協議会の組織及び運営

- ①採択地区協議会は、関係市町村の教育委員会が採択地区協議会の規約の定めるところにより指名する委員をもって組織するものとしたこと。（第11条第1項関係）
- ②採択地区協議会に会長を置き、採択地区協議会の規約の定めるところにより、委員のうちから定めるものとしたこと。（第11条第2項関係）
- ③会長は、会務を総理するものとしたこと。（第11条第3項関係）
- ④会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理するものとしたこと。（第11条第4項関係）
- ⑤①から④までに定めるもののほか、採択地区協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、採択地区協議会の規約で定めるものとしたこと。（第11条第5項関係）

(2) 採択地区協議会の規約事項

採択地区協議会の規約には、以下の事項を定めなければならないものとしたこと。(第12条関係)

- ①採択地区協議会の名称
- ②採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会
- ③採択地区協議会の組織
- ④教科用図書を選定の方法
- ⑤採択地区協議会の経費の支弁の方法

(3) 採択地区協議会の規約の変更

採択地区協議会を設けた市町村の教育委員会は、採択地区協議会の規約を変更しようとするときは、協議によりこれを行わなければならないものとしたこと。(第13条関係)

(4) 施行期日

この政令は、平成27年4月1日から施行すること。(附則関係)

2. 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令

(1) 教科書を選採したときに公表すべき事項

教科書を選採したときに公表すべき事項として定められていた

- ・ 市町村の教育委員会及び都道府県の教育委員会にあっては、教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録を削除し、新たに
- ・ 採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会にあっては、採択地区協議会の会議の議事録を作成したときは、その議事録を規定したこと。(第7条第2号関係)

(2) 施行期日

この省令は、平成27年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)

(3) 経過措置

地教行法改正法附則第2条第1項の旧教育長に関する経過措置の適用を受ける場合においては、改正前の第7条第2号の規定は、なおその効力を有すること。(附則第2項関係)

第3 留意事項

(1) 採択地区協議会の組織及び運営関係

- ①共同採択地区内の市町村教育委員会は採択地区協議会の協議の結果に基づき教科書を採択しなければならないものであるから、採択地区協議会の委員は、教育委員会の代表者となる教育長を含めることとするなど、それぞれの市町村教育委員会の権限と責任が十分に反映されるよう、選任する必要があること。
- ②静ひつな採択環境を確保する観点から、守秘義務を課されていない者を採択地区協議会の委員に含める場合においては、あらかじめ採択地区協議会における協議の内容に関する守秘義務を明確にしておくことが望ましいこと。

(2) 採択地区協議会の規約事項関係

- ①教科用図書を選定の方法については、共同採択地区内の市町村教育委員会は採択地区協議会の協議の結果に基づき種目ごとに同一の教科書を採択しなければならないことを踏まえ、種目ごとに一種類の教科書を選定するための具体的な手続を定めておく必要があること。
- ②採択地区協議会の規約の作成に当たっては、添付の採択地区協議会の規約の例（別添3）を参考にされたいこと。なお、この例は、文部科学省においてあくまで一例として作成したものであり、各地域の実情に応じ、様々な採択地区協議会の規約の工夫が考えられること。
- ③各都道府県教育委員会にあっては、域内の共同採択地区において適切な採択地区協議会の規約が定められるよう、各市町村教育委員会に対する適切な指導・助言・援助に当たっていただきたいこと。

(3) 教科書を採択したときに公表すべき事項関係

- ①今回の省令改正による教育委員会の会議の議事録に係る規定の削除は、地教行法改正法の施行に伴う条文の整理であり、今後は、地教行法改正法による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第9項に基づき、教育委員会の会議の議事録の作成・公表の努力義務が課せられること（地教行法改正法施行通知参照）。
- ②開かれた採択を推進する観点から、採択地区協議会の会議の議事録を作成しておくことが望ましいこと。
- ③採択地区協議会の会議の議事録の公表について、個々の委員の賛否を明らかにするかどうかなどの具体的な方法については、静ひつな採択環境を確保する観点も踏まえ、地域の実情に応じ、適切に判断すべきこと。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係  
電話 03(5253)4111 内線 2576

政令第二百九十三号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十号）の施行に伴い、及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（採択地区協議会の組織及び運営）

第十一条 採択地区協議会は、関係市町村の教育委員会が採択地区協議会の規約の定めるところにより指名する委員をもつて組織する。

2 採択地区協議会に会長を置き、採択地区協議会の規約の定めるところにより、委員のうちから定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 前各項に定めるもののほか、採択地区協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、採択地区協議会の規約で定める。

第十二条を次のように改める。

(採択地区協議会の規約事項)

第十二条 採択地区協議会の規約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 採択地区協議会の名称

二 採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会

三 採択地区協議会の組織

四 教科用図書を選定の方法

五 採択地区協議会の経費の支弁の方法

第十六条を第十七条とする。

第十五条第一号中「一千万円」を「千万円」に改め、同条を第十六条とし、第十四条を第十五条とする。

第十三条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(採択地区協議会の規約の変更)

第十三条 採択地区協議会を設けた市町村の教育委員会は、採択地区協議会の規約を変更しようとするときは、協議によりこれを行わなければならない。

#### 附 則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 理由

義務教育諸学校の教科用区書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、採択地区協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定める等の必要があるからである。



義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>〔削除〕</p> <p>第七條（第十條）（略）</p> <p>〔採択地区協議会の組織及び運営〕</p> <p>第十一條 採択地区協議会は、関係市町村の教育委員会が採択地区協議会の規約の定めるところにより指名する委員をもつて組織する。</p> <p>2 採択地区協議会に会長を置き、採択地区協議会の規約の定めるところにより、委員のうちから定める。</p> <p>3 会長は、会務を総理する。</p> <p>4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、採択地区協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、採択地区協議会の規約で定める。</p> <p>〔採択地区協議会の規約事項〕</p>	<p>第七條 削除</p> <p>第八條（第十一條）（略）</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔採択地区の設定の特例〕</p>

第十二条 採択地区協議会の規約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 採択地区協議会の名称
- 二 採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会
- 三 採択地区協議会の組織
- 四 教科用図書を選定の方法
- 五 採択地区協議会の経費の支弁の方法

(採択地区協議会の規約の変更)

第十三条 採択地区協議会を設けた市町村の教育委員会は、採択地区協議会の規約を変更しようとするときは、協議によりこれを行わなければならない。

(採択の時期)

第十四条 (略)

2 九月一日以後において新たに教科用図書を採択する必要が生じたときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

第十五条 (略)

(発行者の指定の要件)

第十六条 法第十八条第一項第二号に規定する政令で定める要件は、次のとおりとする。

第十二条 都の区域のうち支庁の所管区域については、これを都の区域とみなして、法第十二条第一項の規定を適用する。

(新設)

(採択の時期)

第十三条 (略)

2 九月一日以後において新たに教科用図書を採択する必要が生じたときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

第十四条 (略)

(発行者の指定の要件)

第十五条 法第十八条第一項第二号に規定する政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 会社にあつては資本金の額又は出資の総額が千万円以上、会社以外  
の者にあつては文部科学省令で定める資産の額が千万円を超えな  
い範囲内において文部科学省令で定める額以上であること。

二 〇四 (略)

第十七条 (略)

一 会社にあつては資本金の額又は出資の総額が一千万円以上、会社  
以外の者にあつては文部科学省令で定める資産の額が一千万円を超  
えない範囲内において文部科学省令で定める額以上であること。

二 〇四 (略)

第十六条 (略)

○文部科学省令第二十七号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百九十三号）の施行に伴い、及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十五条の規定に基づき、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月三日

文部科学大臣 下村 博文

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和三十九年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十四条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

第七条第二号を次のように改める。

二 採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会にあつては、採択地区協議会の会議の議事録を作成した

ときは、その議事録

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、この省令による改正前の義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行規則第七条第二号の規定は、なおその効力を有する。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和三十九年文部省令第二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（同一教科用図書の採択の特例）</p> <p>第六条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間についての令第十五条第二項の規定により文部科学省令で定める場合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第三項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>（教科用図書を採択したときに公表すべき事項）</p> <p>第七条 法第十五条の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料</p> <p>二 採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会にあつては、採択地区協議会の会議の議事録を作成したときは、その議事録</p>	<p>（同一教科用図書の採択の特例）</p> <p>第六条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間についての令第十四条第二項の規定により文部科学省令で定める場合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第三項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>（教科用図書を採択したときに公表すべき事項）</p> <p>第七条 法第十五条の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料</p> <p>二 市町村の教育委員会及び都道府県の教育委員会にあつては、教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録</p>

〇〇採択地区協議会規約(例)

第一章 総則

(目的)

第一条 この採択地区協議会(以下「協議会」という。)は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条第4項の規定に基づき、〇〇採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

(名称)

第二条 協議会は、〇〇採択地区協議会という。

(協議会を設ける市(町村)の教育委員会)

第三条 協議会は、次に掲げる市(町村)の教育委員会(以下「関係市(町村)教育委員会」という。)が、これを設ける。

- 一 甲市(町村)教育委員会
- 二 乙市(町村)教育委員会
- 三 丙市(町村)教育委員会

第二章 組織

(組織)

第四条 協議会は、委員〇人をもって組織する。

(委員)

第五条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 関係市(町村)教育委員会の教育長
  - 二 関係市(町村)教育委員会がそれぞれ指名する関係市(町村)教育委員会の委員それぞれ1名
  - 三 関係市(町村)教育委員会の教科用図書採択事務担当課長
- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第六条 会長は、関係市(町村)教育委員会が協議して定めた市(町村)の教育委員会の教育長である委員をもって充てる。

- 2 会長の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で会長が交代した場合における

後任の会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務代理)

第七条 会長は、会長に事故があるときにその職務を代理する委員をあらかじめ指名する。

(庶務)

第八条 協議会の庶務は、会長が所属する教育委員会において処理する。

### 第三章 会議

(会議の招集)

第九条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員3人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第十条 協議会の会議は、委員の過半数かつ会長及び会長が所属する教育委員会を除く関係市(町村)教育委員会に所属する委員それぞれ1名以上が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(教科用図書を選定の方法)

第十一条 教科用図書の選定は、第13条第3項の報告及び〇〇(都道府)県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

- 2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。
- 3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。
- 4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決す



る。

(選定した教科用図書の通知)

第十二条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市(町村)教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

#### 第四章 調査員

第十三条 協議会に、教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、調査員を置く。

2 調査員は、協議会が種目ごとに3人委嘱する。

3 調査員は、見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、協議会の会議に報告する。

#### 第五章 議事録及び資料の公表

第十四条 協議会の会議の議事録及び前条第3項の資料については、関係市(町村)教育委員会において、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。

#### 第六章 経費の支弁の方法

第十五条 協議会に要する費用は、各関係市(町村)の協議により決定した額について、関係市(町村)が負担する。

#### 附 則

この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。

## 第 18 採択地区教科用図書採択地区協議会規約

(目的)

第 1 条 この採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 13 条第 4 項の規定に基づき、第 18 採択地区内の市町立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

(名称)

第 2 条 この協議会は、第 18 採択地区教科用図書採択地区協議会という。

(協議会を設ける市町の教育委員会)

第 3 条 協議会は、次に掲げる市町の教育委員会（以下「関係市町教育委員会」という。）が、これを設ける。

(1) 深谷市教育委員会

(2) 寄居町教育委員会

(組織)

第 4 条 協議会は、委員 6 人をもって組織する。

(委員)

第 5 条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 関係市町教育委員会の教育長

(2) 関係市町教育委員会の委員それぞれ 2 名

2 委員の任期は、1 年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 6 条 会長は、関係市町教育委員会の教育長のうちから、関係市町教育委員会が協議により定めた者をもって充てる。

2 会長の任期は、1 年とする。ただし、任期の途中で会長が交代した場合における後任の会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務代理)

第7条 会長は、会長に事故があるときにその職務を代理する委員をあらかじめ指名する。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理させるために、会長が所属する教育委員会に事務局を置く。

2 事務局の職員は、関係市町教育委員会の協議会事務担当者をもって充てる。

(会議の招集)

第9条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 委員3人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(教科用図書の選定の方法)

第11条 教科用図書は、第13条第3項の規定による報告及び埼玉県教育委員会が作成した選定のための資料を参酌し、協議会の会議において協議し、各委員が選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得たものを選定する。ただし、前回の教科用図書の選定以降に新たに検定を経た教科用図書がない種目については、投票を行わず、教科用図書を選定することができる。

2 前項の規定により投票を行った場合において、投票を得た教科用図書が2種類のみで、かつ、得票数が同じときは、協議の経過

を勘案し、会長がこれを決する。

3 第1項の規定により投票を行った場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないとき（前項の場合を除く。）は、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について再度投票を行う。ただし、再度投票を行うべき2種類の教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

4 前項の規定により再度投票を行ったときは、多数の投票を得た教科用図書を選定する。ただし、得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

（選定した教科用図書の通知）

第12条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市町教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

（調査員）

第13条 協議会に、教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、調査員を置く。

2 協議会は、種目ごとに4人（中学社会にあっては5人）の調査員を委嘱する。

3 調査員は、前回の教科用図書の選定以降に新たに検定を経た教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果をとりまとめた資料を作成し、協議会の会議に報告する。

4 前3項の規定にかかわらず、前回の教科用図書の選定以降に新たに検定を経た教科用図書がない種目については、調査員を置かず、前回の教科用図書の選定時に調査員が作成した資料を事務局が協議会の会議に報告することで、前項に規定する報告に代えることができる。

（議事録及び資料の公表）

第14条 関係市町教育委員会は、教科用図書を採択した後、遅滞なく、協議会の会議の議事録及び前条第3項に規定する資料を公表する。

(経費の支弁の方法)

第15条 協議会に要する費用は、関係市町の協議により決定した額について、関係市町が負担する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

教義指第119号  
令和5年4月27日

各市町村教育委員会教育長  
各私立小・中・特別支援学校長  
埼玉大学教育学部附属小・中・特別支援学校長  
各教育事務所長

様

埼玉県教育委員会教育長

市町村教育委員会等が教科用図書を採択するに当たっての採択基準等について  
(通知)

標記の件について、別紙のとおり通知します。

教科用図書の採択事務に当たっては、「市町村教育委員会等が教科用図書を採択するに当たっての採択基準」を教科用図書採択の指針として活用してください。

併せて、「市町村教育委員会等が教科用図書を採択する際の留意事項」も確認の上、活用してください。

なお、近年、教科用図書及びその採択に対する県民の関心が高まっていることから、義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択の法律上の判断や責任を踏まえ、教科用図書の調査研究を十分に行うとともに、地域の子供たちの実態や学校の状況を把握するなど、関係者が引き続き、慎重かつ十分な協議を重ね採択するようお願いします。

その際、教科用図書採択の公正性、透明性を高める観点から、会議の公開・議事録の公表を行うことが大変重要と考えております。現在、教育委員会会議の公開・議事録の公開は推進されつつあるものの、一部の選定委員会や採択地区協議会で未だ非公開の状況が続いております。県のガイドラインを踏まえ、採択過程の積極的な公開・公表を行うようお願いします。

また、昨年、他県においては、特定の教科書発行者が、採択関係者に飲食を無償提供するなど、不当な利益供与を行っていた事実が確認され、教科用図書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科用図書に対する信頼を大きく揺るがす事態に至っています。県内において同様の事態が生じることのないよう、改めてガイドライン及びリーフレットの周知徹底と活用をお願いします。

担 当 市町村支援部  
義務教育指導課 教科書担当  
電 話 048-830-6746  
メール a6750-02@pref.saitama.lg.jp

## 市町村教育委員会等が教科用図書を採択するに当たっての採択基準

この採択基準は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択するに当たって、全般的に準拠すべき基本的な態度や教科用図書の調査研究の観点を述べたもので、市町村教育委員会等がそれぞれの児童生徒、学校、地域の実態等の諸条件を考慮の上、教科用図書を採択するときの一般的な指針となるものである。

なお、この採択基準は、採択地区が2以上の市町村を併せた地域で設置する採択地区協議会において教科用図書を選定するときの一般的な指針ともなるものである。

### 1 基本的な態度

- (1) 市町村教育委員会等は、教育基本法、学校教育法、小学校・中学校・特別支援学校学習指導要領の内容を踏まえ、教科用図書を採択する。
- (2) 市町村教育委員会等は、教科の主たる教材として、小学校・中学校・特別支援学校における全ての児童生徒にとって教育的効果がより期待でき、児童生徒、学校、地域の実態に即した教科用図書を採択する。特に、特別支援学校及び特別支援学級については、児童生徒の障害の状態や教育的ニーズ等を踏まえて教科用図書を採択する。
- (3) 市町村教育委員会等は、「『質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために【ガイドライン】』の周知徹底について（通知）」（平成28年10月21日付け教義指第682号）等を踏まえ、教科用図書の採択の公正性・透明性を高めるようにする。
- (4) 市町村教育委員会等は、教科用図書の採択に当たり、下記に示す「2 調査研究の観点」を参考に、種目ごとに調査研究の観点を定め、教科用図書の十分な調査研究を行う。その際、同一の採択地区を構成しない市町村であっても、教科用図書の調査研究を合同で行うことは差し支えない。
- (5) 2以上の市町村で構成する採択地区協議会は、上記の（1）～（4）について、「市町村教育委員会等」を「採択地区協議会」、「採択」を「選定」と読み替えることとする。

### 2 調査研究の観点

- (1) 組織・配列・分量について  
学習指導を進める上で、内容の組織・配列・分量が効果的であること。
- (2) 内容について
  - ア 各教科
    - (ア) 知識及び技能が習得できるようにするための効果的な工夫がなされていること。
    - (イ) 思考力、判断力、表現力等を育成するための効果的な工夫がなされていること。
    - (ロ) 学びに向かう力、人間性等をかん養するための効果的な工夫がなされていること。
  - イ 特別の教科 道徳
    - (ア) 現代的な課題などの題材を教材として取り上げる上での効果的な工夫がなされていること。
    - (イ) 発達の段階に即しつつ、深く考えさせ、ねらいを達成するための効果的な工夫がなされていること。
    - (ロ) 「考え、議論する道徳」を通して道徳性を育成する効果的な工夫がなされていること。
- (3) 学習指導要領の教科の目標を達成するための工夫について  
学習指導要領の教科の目標を達成するための効果的な工夫がなされていること。
- (4) 資料について  
写真・挿絵・図表・数表・地図・索引等が必要に応じて用意され、児童生徒に理解しやすいものであること。
- (5) 表記・表現について
  - ア 記号・用語・単位等が、児童生徒に理解しやすいものであること。
  - イ 表現が明確で、児童生徒に理解しやすいものであること。

## 市町村教育委員会等が教科用図書を採択する際の留意事項

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号及び教科書の発行に関する臨時措置法第7条第1項に基づき、市町村教育委員会等が行う義務教育諸学校の教科用図書の採択に当たっては、採択権者の判断と責任のもと、公正かつ適正に行わなければならない。その際、「『質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために【ガイドライン】』の周知徹底について（通知）」（平成28年10月21日付け教義指第682号）等を踏まえるとともに、下記の事項に留意することとする。

### 記

- 1 教科書発行者と関係がある者については、【ガイドライン】「（2）教科書発行者との関係」を踏まえ、教科用図書の採択事務から確実に外すこと。
- 2 市町村教育委員会に選定委員会等を設置する場合、保護者の参画を促進すること。
- 3 選定委員会等を設置する場合には、その任務が十分に果たされるようにするため、教科用図書の調査研究を行う専門員等を置くことができる。なお、複数の採択地区において、調査研究を共同で行うことも可能である。その際、専門員等の人数は、十分な調査研究を確保することができるようにすること。
- 4 選定委員会等は、教科用図書の選定に当たり、学校において教科用図書についての調査研究を行わせること。また、調査研究において、より広い視野からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえることに努めること。
- 5 教科用図書の採択は、全ての教科用図書の調査研究を行った上で実施すること。
- 6 学習者用デジタル教科書（以下「デジタル教科書」という。）の扱いに関して、教科用図書の採択は紙の教科用図書を決定する行為であることから、調査・検討の対象は紙の教科用図書とすること。  
ただし、令和5年度の小学校英語の教科用図書の採択については、文部科学省から令和6年度以降、英語のデジタル教科書を紙の教科用図書と併せて提供することや、本年、デジタル教科書の見本として小学校英語のデジタル教科書の一部を提供することが予定されていることから、小学校英語のデジタル教科書の見本を調査し、考慮の一事項とすることができること。
- 7 専門員等が作成する資料においてそれぞれの教科用図書について何らかの評定を付す場合であっても、その資料及び評定については十分な審議を行い、必ず上位の教科用図書の中から採択することとするなど、採択権者の責任が不明確にならないことがないよう当該評定に拘束力があるかのような取扱いをしないこと。
- 8 教職員の投票によって採択教科用図書が決定されるなど、採択権者の責任が不明確にならないよう、採択手続の適正化に努めること。
- 9 「静ひつな環境の確保」と「会議の公開・議事録の公表」は両立できることであり、ガイドラインを踏まえ、より一層教科用図書の採択の公正性・透明性を高めること。
- 10 様々な働き掛けにより円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や違法な働き掛けがあった場合には、警察等の関係機関と連携を図りながら、毅然とした対応を取ることなどにより、採択の公正確保について万全を期すこと。
- 11 教科書発行者の宣伝行為についてその実態を把握し、事前に適切な対策を講ずるなど、採択の公正確保の一層の徹底に努めること。
- 12 採択結果・理由、教科用図書の調査研究のために作成した資料、教育委員会の会議の議事録など、採択に関する情報の積極的な公表に努めること。
- 13 国立・私立の義務教育諸学校の教科用図書の採択に当たっては、上記「1、5～11」に準ずる。



## 第 18 採択地区教科用図書採択地区協議会要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、第 18 採択地区教科用図書採択地区協議会規約第 10 条第 3 項の規定に基づき、第 18 採択地区教科用図書採択地区協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査員)

第 2 条 調査員は、第 18 採択地区内の学校の校長、教頭、主幹教諭又は教諭を充て、教科（書写を含む。）ごとに原則として 4 人とする。（中学社会にあっては 5 人。）

2 調査員の選任に当たっては、適任者を得られるように努めるとともに、公正さを確保する観点から十分慎重を期する。

3 調査員は、埼玉県教育委員会から示された教科用図書選定のための資料等に基づき研究し、研究結果を報告する。

(学校における研究結果の聴取)

第 3 条 協議会は、関係市町教育委員会の教育長を経て、学校における教科用図書研究の結果についての報告を参考資料として求めるものとする。

(保護者等の意見の聴取)

第 4 条 協議会は、保護者等の意見を聴取することができる。

(協議会の公開)

第 5 条 協議会は公開とする。ただし、会長または委員の発議により、出席委員の過半数以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

附 則

この要項は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

令和6年度 第18採択地区教科用図書採択地区協議会予算（案）

1 収 入

科 目	予 算 額 (円)	摘 要
1 分担金	22,705	・2市町教育委員会分担金
2 補助金	50,000	・大里地区教育委員会連合会より補助金
合 計	72,705	

2 歳 出

科 目	予 算 額 (円)	摘 要
(1)会議費	45,000	・会場費 等 ・調査員会(事務用品 ほか)
(2)需用費	15,000	・印刷代 等
(3)予備費	12,705	・会場借用料予備費 ・その他
合 計	72,705	

※ 市町村分担金（児童数割）

	均等負担金 (円) 一律	生徒数 (人)	生徒単価 (円)	児童割分担金 (円)	合計分担金 (円)
深谷市	2,000	3,488	5	17,440	19,440
寄居町	2,000	653	5	3,265	3,265
合計	4,000	4,141		20,705	22,705

※ 「小学校児童数」・・・令和6年4月1日時点の数（特別支援学級を含む）

※ 大里地区教育委員会連合会の補助金は、総会（令和6年4月17日）にて確定

令和6年度 第18採択地区教科用図書採択に関する日程（案）

日 時	県教育局	採択協議会事務局	市町教育委員会
4月19日 ～5月31日 令和6年度市 町村教育委員 会教科書採択 ・展示事務担 当者会議 (動画配信)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査員調整案検討</li> <li>・採択協議会事務開始</li> <li>・第1回協議会派遣等</li> <li>・担当者会議</li> <li>・日程調整等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査員についての方針決定</li> <li>・調査員内諾事務開始 (教委→校長→本人)</li> <li>・調査員会議日程・場所確保</li> <li>・調査員内諾確認終了</li> </ul>
4月17日  (4月下旬)	教科用図書選定審議会①  (採択基準等通知の送付)		
5月1日 深谷市立教育 研究所 大会議室 13:30～		第1回採択協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・正副会長選出</li> <li>・要項決定</li> <li>・予算決定</li> <li>・調査員決定</li> <li>・採択事務日程等決定</li> <li>・その他</li> </ul>	
5月上旬 ～中旬	教科書見本送付予定		<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査員会委嘱式文書発送</li> <li>・調査員会の場所確保</li> <li>・教科書展示会準備</li> </ul>
5月15日 (深谷市) 5月28日 (寄居町)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例会教育委員会 「進捗状況」説明</li> </ul>
5月29日	教科用図書選定審議会②		
5月17日 深谷市立教育 研究所 13:30～		調査員委嘱式及び 第1回調査員会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査員長委嘱</li> <li>・調査研究方法について</li> <li>・研究結果報告方法</li> <li>・見本本受け取り</li> <li>・誓約書提出</li> <li>・調査員委嘱</li> <li>・調査研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査員調査資料作成 (7月上旬提出)</li> </ul>
6月14日～ (14日間)	教科書展示等	教科書展示会 (深谷市立教育研究所) ※保護者意見聴取	教科書展示会
6月以降	調査資料通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回協議会派遣文書等 送付</li> <li>・調査委員会(2～4回)</li> </ul>	
7月上旬		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者等意見回収</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校研究結果集計</li> </ul>
7月10日 (深谷市) 7月26日 (寄居町)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例会後 勉強会</li> </ul>
7月22日 深谷市立教育 研究所		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回採択協議会 使用教科書についての 協議「選定」</li> </ul>	
8月上旬	採択結果報告	各教育委員会報告まとめ <ul style="list-style-type: none"> <li>・採択結果等</li> <li>・県へ報告</li> </ul>	採択に係る教育委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教科書採択</li> </ul>
8月31日	教科書採択 最終期限		
9月以降	採択結果 ・理由の公表		
9月中旬	需要数報告、 県の採択調査		



教義指第682号  
平成28年10月21日

各市町村教育委員会教育長  
県立伊奈学園中学校長  
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

「質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために  
【ガイドライン】」の周知徹底について（通知）

教科書は、全ての児童生徒が学校の授業等における学習活動において必ず用いることとなる極めて公共性の高いものです。

子供たちの学力向上には、教員の指導力向上とともに質の高い教科書の実現が必要不可欠です。また、教員は教科書研究を通じて授業の質を高めることも重要であり、教科書づくりに教員が参画することは有意義なことです。そして、著作・編集から検定、採択、供給に至るまでのいずれの段階においても、適正に行われる必要があります。

今後、教員が教科書に積極的に関わるとともに、教科書採択の公正性・透明性を高めるため、留意すべき点を「質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために【ガイドライン】」としてまとめました。

については、周知徹底とともに、市町村教育委員会、市町村教育委員会事務局職員及び教職員一人一人がその内容を踏まえて行動するようお願いします。

なお、各教育事務所においては管内の市町村教育委員会へ、市町村教育委員会においては、管下の学校へ関係文書を送付願います。

担 当 埼玉県教育局市町村支援部  
義務教育指導課 教科書担当  
TEL 048-830-6746  
E-mail a6750-02@pref.saitama.lg.jp

## 質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために 【 ガイドライン 】

### (1) 質の高い教科書づくり

大前提として、子供たちの学力向上には、教員の指導力の向上とともに質の高い教科書の実現が必要不可欠である。そのためには、日々の授業実践を通じて、教科書を前にした実際の子供たちの反応を見て知っている教員の教科書に対する意見を、教科書等の著作・編集等を通じて積極的に教科書発行者に伝えることが大切である。

また、教科書研究を通じて授業の質を高めることも大切であり、教科書発行者と関わること自体を良くないことと捉え、教科書研究が疎かになる事態は避けなければならない。

#### ① 教員等の意見の反映

- ・ 質の高い教科書の実現のために、日々の授業実践を通じて得られた教員等の意見を積極的に伝える。

#### ② 教科書づくりへの評価

- ・ 市町村教育委員会等は、教科書づくりに関与する教員等を積極的に評価する。

### (2) 教科書発行者との関係

教科書採択の公正性・透明性の確保には、教科書発行者との関係において、どうすべきなのかを明確にする必要がある。

#### ① 教職員について

- ・ 教科書発行者（関連会社を含む。）が発行する書籍等（教科書や指導書、教科書準拠教材、雑誌を含む。）の著作・編集に関わる場合は、サービス規程等に定められた手続きを行う。

この場合、学校における調査研究を含め、関わった種目の採択に関わる事務には一切関与しない。

- ・ その他意見聴取等は、機会・期間を問わず、一切の金品（中元、歳暮を含む。）を受け取らない。かつ、一切の供応を受けない。また、検定期間や採択期間は教科書発行者と一切の接触を持たない。

この場合、学校における調査研究を含め、採択に関わる事務に関与できる。

#### ② 教育委員会について

- ・ 教科書発行者（関連会社を含む。）が発行する書籍等（教科書や指導書、教科書準拠教材、雑誌を含む。）の著作・編集に関わる場合は、サービス規程等に定められた手続きを行う。

この場合、採択権者（教育長、教育委員等）も関わった種目の採択には関与しない。また、指導主事等は採択に関わる事務には一切関与しない。

- ・ その他意見聴取等は、機会・期間を問わず、一切の金品（中元、歳暮を含む。）を受け取らない。かつ、一切の供応を受けない。また、検定期間や採択期間は教科書発行者と一切の接触を持たない。

この場合、採択に関わる事務に関与できる。

(3) 会議の公開・議事録の公表

法令を踏まえ、採択の過程を積極的に公開・公表し、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせないようにしていくことが求められる。

① 会議の公開

- ・ 共同採択地区における採択地区協議会の会議
- ・ 単独採択地区における選定委員会の会議
- ・ 採択に係る教育委員会の会議

② 議事録の公表

- ・ 共同採択地区における採択地区協議会の議事録（無償措置法による努力義務規定）
- ・ 単独採択地区における選定委員会の議事録
- ・ 採択に係る教育委員会の議事録（地教行法による努力義務規定）

(4) その他

① 採択のために作成した資料の扱い

- ・ 調査員が作成した資料等の扱いについて、あくまでも参考であることを明示する。
- ・ 調査員が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努める。

② 不公正な行為への対応

- ・ 教科書発行者による不適切な行為や公正取引委員会の警告も勘案して、教科書を採択する。
- ・ 今後の採択において、不公正な行為があった場合には、採択のやり直しを検討する。また、不公正な行為のあった者（採択権者、調査員を含む。）については、次回の採択に関わる事務に関与できない。

③ 教育委員会が主体的に採択できる体制の整備

- ・ 勉強会を実施する。